

# 一般社団法人島根県警備業協会青年部会会則

## (名称)

第1条 本会は、一般社団法人島根県警備業協会青年部会（以下「青年部会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 青年部会は、一般社団法人島根県警備業協会（以下「協会」という。）の目的に沿って、協会各委員会の下部組織として、警備業界の次代を担う青年経営者及び若手幹部（以下「青年経営者等」という。）を育成するとともに、各加盟会社及び協会の発展並びに警備業界全体の発展に寄与することを目的とする。

## (活動)

第3条 青年部会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 警備業の発展に向けた各種問題に対する調査・研究
- (2) 経営、技術等の向上を図るための研修会、勉強会
- (3) 警備業を通じた社会貢献
- (4) 部会員相互の交流会
- (5) その他青年部会の目的を達成するために必要な活動

## (資格)

第4条 青年部会は、協会加盟社に所属する青年経営者等として、自己啓発及び研究に自ら取り組もうとする意欲のある者で、年齢は満55歳以下とする。

## (入会)

第5条 青年部会への入会希望者は、前条の資格を有する者で、協会加盟社の代表者の推薦を得た上で、入会届（別記様式1）により事務局へ申込み、青年部会及び理事会の承認を得るものとする。

## (資格の喪失)

第6条 会員は、次の各号に該当する場合には、会員の資格を失う。

- (1) 本人から退会届（別記様式2）による申し出があった場合
- (2) 所属する事業者が協会会員でなくなった場合
- (3) 本人が死亡、又は第4条の資格を失った場合（満55歳を迎えた場合は、その誕生日後の年度末）
- (4) 協会及び青年部会の品位を著しく損ねた場合

(役員)

第7条 青年部会に役員を置く。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 2人以内
- (3) 幹事 1人

(役員を選任、任期)

第8条 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 幹事は、部会員の中から部会長が指名する。
- 3 役員任期は、委嘱から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員は、任期満了後も後継者が委嘱されるまでの間、その職務を継続する。

(役員職務)

第9条 部会長は、青年部会を代表し、会務を統括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、青年部会の運営に当たる。

(会議)

第10条 青年部会の会議は、必要に応じて部会長が招集することができる。

- 2 会議においては、次に掲げる事項を決議する。
  - (1) 会則の制定及び改正
  - (2) 青年部会の事業計画
  - (3) その他青年部会の運営に関する重要事項
- 3 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、会議については、その内容を会議録として記録化し、会議終了後に会長へ報告するものとする。

(事務局)

第11条 青年部会の事務局は、協会におく。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、その運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月19日から施行する。

(経過措置)

本則にかかわらず、青年部会設立当初の部会長、副部会長、幹事及び賛同者は、次のとおりとする。

- 1 部会長 馬庭 雄一 (企業警備保障株)
- 2 副部会長 植田 宏道 ((有)セキュリティ・タスク)
- 3 幹事 田中 悠也 (飛鳥警備保障株)
- 4 賛同者 石飛 悟 (ALSOK山陰株)  
加藤 章 (株エルフォース)  
安田 寿道 (株ケイショウ)  
伊藤 巧 (株コアズ松江支社)  
靄本 康夫 (株CGSコーポレーション松江営業所)  
奥井 誠二 (セコム山陰株)  
清水 剛 (セコムジャスティック山陰株)  
松本 雄記 (株第一総合警備)  
山本 洋平 (株テイケイ西日本松江支社)  
眞野 賢一 (東警株)  
鹿野 裕 (北陽警備保障株)  
石原慎之佑 (北陽ビル管理株)